

豊橋市市民協働推進補助金（わかば補助金）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊橋市市民協働推進条例（平成18年豊橋市条例第53号。以下「条例」という。）に基づき、市民協働によるまちづくりを推進するため、若者が行う公益的社会貢献活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公益的社会貢献活動 条例第2条第1項第2号に規定する活動をいう。
- （2）若者 30歳未満の者をいう。

（補助金の種類等）

第3条 この要綱で定める補助金の種類は、豊橋市市民協働推進補助金のうちわかば補助金とする。

2 補助金の交付は、1事業について3回までとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

（1）次のいずれかの団体等であること。

ア 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学している者のみで構成される団体であつて、当該団体の構成員の数が5名以上であるもの。ただし、当該構成員のおおむね8割以上が若者であるものに限る。

イ 市外に住所を有し、アの団体の構成員の要件に該当しない若者。

ウ イに掲げる者により構成されている団体。

エ アの団体の構成員の要件とイの要件に該当する者で構成される団体。

（2）営利を目的とせず利益配分を行わないこと。

（3）法人格を有しない民間団体であること。

（4）組織の運営に関する会則その他これに準ずるものがあること。

（5）政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。

（6）暴力的な活動を行わないこと。

（7）過去に別の要綱で定める市民協働推進補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、未成年者のみで構成される団体等にあつては、構成員とは別に、成人の連絡責任者を1名置かなければならない。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、若者が企画し、実施する公益的社会貢献活動のうち当該年度内に主に市内を拠点として行われるものとし、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動に準じたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

（1）営利を目的としている事業

（2）政治的活動又は宗教的活動を目的としている事業

- (3) 活動を行う団体の構成員の交流、親睦等を目的とする事業
- (4) 事業の大半を他に委託する事業
- (5) 施設の建設又は賃貸を目的としている事業
- (6) 当該年度に市から本補助金以外の補助金（団体の運営・応募以外の事業に係るものを除く。）又は豊橋市社会福祉協議会のボランティア活動助成金を受けている事業
- (7) 本補助金以外の補助金及び補助対象事業によって生じる収入の合計が補助対象事業の事業費を上回らない事業
- (8) その他市長が補助対象事業として適当でないと認める事業
（補助対象経費）

第6条 この補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用であつて、別表に掲げるものとする。

（補助金額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額又は補助対象事業に係る経費から本補助金以外の補助金及び補助対象事業によって生じる収入を控除した額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。ただし、補助対象者が第4条第1号イに該当する者又はウ若しくはエに該当する団体の中でイの要件に該当する者が市内で活動するための交通費及び宿泊費に係る経費については、これとは別に50,000円を限度額として補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、第10条第2項の規定により通知された金額を上限とする。

（企画書の提出）

第8条 市長は、補助金の交付に当たっては、補助金の交付を受けようとする者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、別に定める期間内に、市民協働推進補助事業企画書（様式第1。以下「企画書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) 構成員名簿（様式第4）（応募者が第4条第1号イに該当する場合を除く。）
- (4) 会則その他これに準ずるもの（応募者が第4条第1号イに該当する場合を除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 企画書は、一に応募者につき当該年度1事業のみ提出することができる。

（企画書の審査等）

第9条 企画書の審査は、豊橋市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）が行うものとする。

2 応募者は、必要に応じ、事業の内容、実施に伴う効果その他必要な事項を審議会において説明しなければならない。

3 企画書の審査は、次の項目において行う。

- (1) 公益性 活動が公共の利益に寄与していること。
- (2) 必要性 現状把握・分析が的確で需要がつかめていること。

(3) 独創性 新しい発想や独自の考えがあること。

(4) 実現性 事業計画、実施体制、資金計画等から着実な事業遂行が見込まれること。

(審査結果の通知)

第10条 審議会は、企画書の審査の結果を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果をもとに企画の決定を行い、その結果を応募者に通知するものとする。

3 市長は、決定された企画に対し、意見又は条件を付することができる。

(交付申請)

第11条 前条第2項の規定による企画の決定の通知に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、事業実施年度において規則第4条第1項の規定により交付の申請を行うものとする。

(交付条件)

第12条 規則第6条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

第13条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、規則第8条第1項の規定により事業計画変更等申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第14条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、概算払で交付するものとする。

(事前着手)

第15条の2 第10条第2項の規定による企画の決定の通知に基づき、補助金の交付を受けようとする公益的社會貢献活動団体は、交付の決定の前に事業に着手することができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに規則第10条第1項の規定により実績報告を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、補助事業者は、市長が認める事業報告会において補助事業の実施内容について報告するものとする。

(補助金の返還)

第17条 補助事業者は、本補助金と本補助金以外の補助金及び補助事業によって生じた収入の合計が補助事業の事業費を上回る場合は、概算払した補助金額を限度とし上回る額を返還するものとする。

(基金の普及啓発)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施又は市が行う啓発活動を通じて、条例第9条に規定する豊橋市市民協働推進基金について広く市民に周知するよう努めるものとする。

(書類の整備等)

第19条 規則第17条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第20条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書等によりその旨を市長に報告しなければならない。

(1) 所在地又は名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(暴力団等の排除)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)

(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(交付決定の取消し)

第22条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が前条の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月13日から施行する。

(経過措置)

改正後の豊橋市市民協働推進補助金交付要綱の規定は、令和6年度以降に補助金の交付を受けようとする者について適用し、令和5年度に補助金の交付を受けようとする者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

費目		主なもの
1	報償費	外部講師・専門家等への謝礼等
2	旅費	市内で活動するための交通費及び宿泊費（第4条第1号イに該当する者又はウ若しくはエに該当する団体の中でイの要件に該当する者に限る。）、外部講師・専門家等への交通費、宿泊費等
3	需用費	消耗品費、書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、機材等の燃料費等
4	役務費	翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等
5	委託料	設計・測量・デザイン等の委託料
6	使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機材・物品・器具等のレンタル・リース料等
7	原材料費	セメント・砂利・鋼材・木材等の資材
8	備品購入費	5万円以上で反復使用に耐えるものの購入費（ただし、事業に不可欠なものに限る。）
9	その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考 次の経費は、補助対象経費としない。

- ・団体等の運営に関する事務費等の経常的な経費
- ・団体等の事務所等を購入、整備、維持するための経費
- ・団体等の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費（活動時に必要な水分補給に要する費用は除く。）
- ・領収書等により団体等が支払ったことが確認できない経費
- ・事業に直接要した額を確認できない経費

様式第1（第8条関係）

市民協働推進補助事業企画書 令和 年 月 日 豊橋市長 様 所在地 提出者 名 称 代表者氏名 次のとおり事業を企画したので、関係書類を添えて提出します。	
区 分	わかば補助金 （ 回目）
事業の名称	
当該事業における補助金の活用状況	交付元名称： 補助金交付年度： 補助金名称：
団体の状況	設立年月日 年 月 日
	設立経緯
	活動目的

- 備考 1 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。
- 2 企画書に次の書類を添付してください。なお、(2)(3)は、施設整備を行う場合のみ提出してください。
- (1) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの（団体で申請する場合）
 - (2) 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図（大きさ、デザイン等がわかるもの）
 - (3) 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し

様式第2 (第8条関係)

事業計画書

(わかば補助金)

① 事業の区分 <small>(該当する事業にチェック☑)</small>	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(11) 国際協力を行う事業	<input type="checkbox"/>
	(2) 社会教育の推進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(3) まちづくりの推進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(13) 子どもの健全育成を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(4) 観光の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(14) 情報化社会の発展を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(15) 科学技術の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(16) 経済活動の活性化を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(7) 環境の保全を図る事業	<input type="checkbox"/>	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業	<input type="checkbox"/>
	(8) 災害救援事業	<input type="checkbox"/>	(18) 消費者の保護を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(9) 地域安全事業	<input type="checkbox"/>	(19) 公益的社会貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業	<input type="checkbox"/>
	(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(20) 前各号に掲げる事業に準ずる活動として愛知県の条例で定める事業	<input type="checkbox"/>
② 現状把握・分析・事業目的 必要性				
③ 事業内容 (詳細) 実効性				
④ スケジュール 実効性	事業期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	実施日	内容	会場	参加者数見込
⑤ 周知方法・対象 実効性				
⑥ 実施体制 実効性				
⑦ 事業が公共の利益に寄与すると考える理由 公益性				
⑧ 新しい発想や独自の考え 独創性				

備考 内容の記載は簡潔をお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。

収入

単位：円

費目	金額	内訳
市民協働推進補助金		
合計		

支出

単位：円

費目	金額	内訳
【対象経費】		
小計		
【対象外経費】	団体等の運営に関する事務費等の経常的な経費	
	団体等の事務所等を購入、整備、維持するための経費	
	団体等の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費	
	その他	
小計		
合計		

- 備考 1 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。
- 2 団体等の構成員に対する食糧費の内、活動時に必要な水分補給に要する食糧費は対象経費にできません。

様式第4（第8条関係）

構成員名簿

NO	職名・氏名	該当する項目をチェック☑	
1		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
2		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
3		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
4		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
5		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
6		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
7		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
8		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
9		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
10		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>	若者 <input type="checkbox"/>
人数	人		

連絡責任者氏名	
---------	--

備考 構成員人数に応じて名簿の列を増やして使用できます。

参考 豊橋市市民協働推進補助金（わかば補助金）交付要綱

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 若者 30歳未満の者をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

(1) 略

2 前項の規定にかかわらず、未成年者のみで構成される団体又は若者については、構成員とは別に、成人の連絡責任者を1名置かなければならない。